

地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域間幹線系統補助） 国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行について支援。

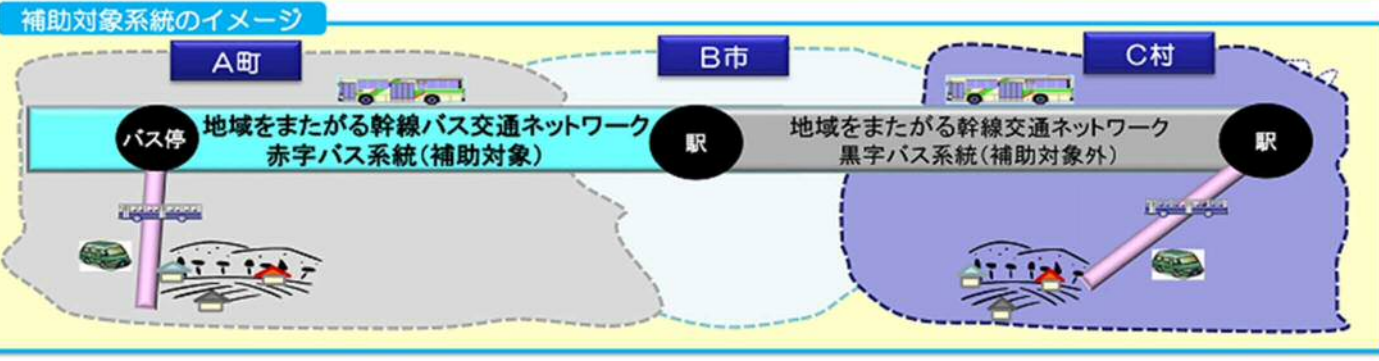
補助内容

- 補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
 - 予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額

予測費用	補助対象経費	欠損
	予測収益	

<補助対象経費算定方法>
 予測費用
 (事業者のキロ当たり経常費用見込額
 × 系統毎の実車走行キロ)
 -
 予測収益
 (系統毎のキロ当たり経常収益見込額
 × 系統毎の実車走行キロ)

- 補助率 1/2
- 主な補助要件
 - ・複数市町村にまたがる系統であること (平成13年3月31日時点で判定)
 - ・1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの
 - ・輸送量が15人～150人/日と見込まれること
 - ※ 1日の運行回数3回(朝、昼、夕)以上であって、1回当たりの輸送量5人以上(乗用車では輸送できず、バス車両が必要と考えられる人数)
 - ※ ①復興特会から移行する応急仮設住宅非経由系統のうち、東日本大震災前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統、②熊本地震前に輸送量要件を満たし、補助対象期間に輸送量見込が要件を満たさない系統については、輸送量要件を緩和(一定期間)
- ・経常赤字が見込まれること



地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助） 国土交通省

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

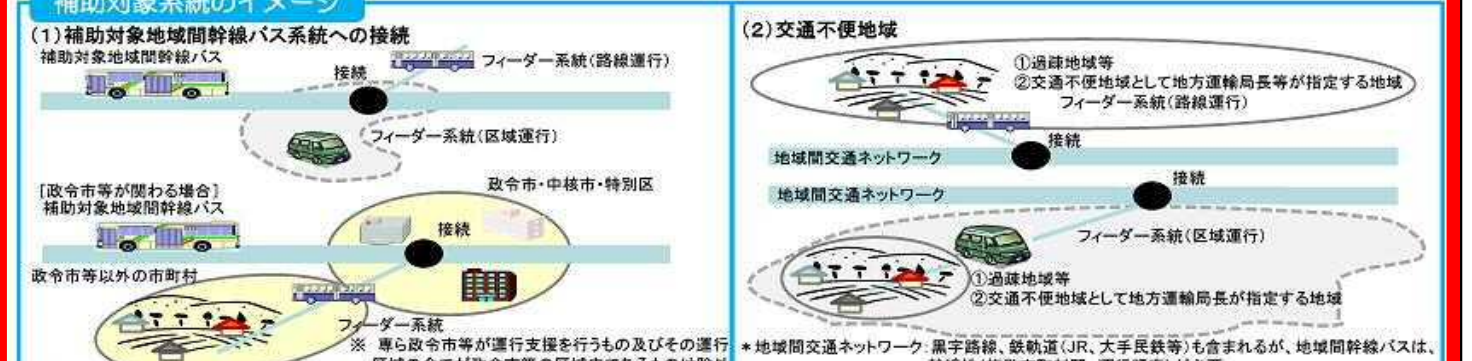
補助内容

- 補助対象事業者
 - 一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者又は地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会
- 補助対象経費
 - 補助対象系統に係る経常費用から経常収益を控除した額

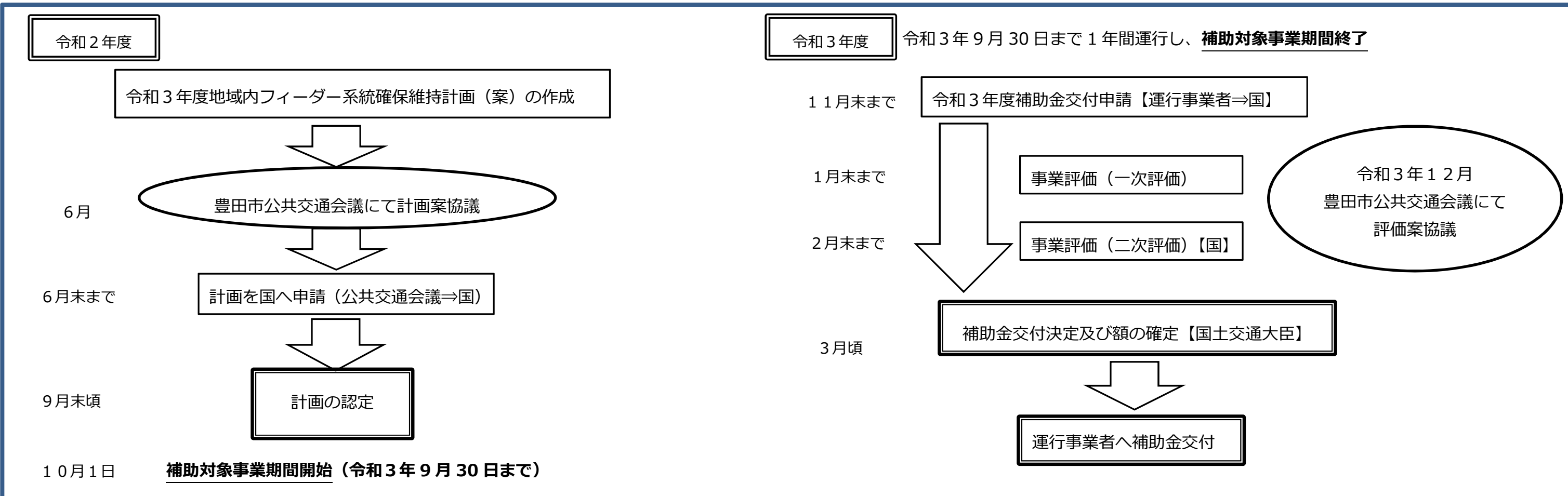
経常費用	補助対象経費	欠損
	経常収益	

<補助対象経費算定方法>
 経常費用
 (事業者のキロ当たり経常費用
 × 系統毎の実車走行キロの実績)
 -
 経常収益
 (系統毎の運送収入、運送雑収
 及び営業外収益の実績)

- 補助率 1/2
- 主な補助要件
 - ・補助対象地域間バス系統を補完するものであること又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
 - ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
 - ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
 - ・乗車人員が2人/1回以上であること (定時定路線型の場合に限る。)
 - ・経常収益が経常費用に達していないこと



地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付までの流れ（令和3年度：令和2年10月1日～令和3年9月30日）



令和3年度 豊田市地域バス 国庫補助対象路線の評価について

1 補助対象路線と補助金額(令和2年10月～令和3年9月)

対象路線	令和3年度(千円)
稲武地域バス(デマンド)	654千円
藤岡地域バス(西市野々線、三箇線)	6,059千円

2 評価目的

「事業の実施状況の確認」、「目標達成状況」等の評価を行うことによって、より効果的、効率的に運行されることを目的とする。

3 評価の流れ

日程	令和2年6月 豊田市公共交通会議	令和2年10月 ～令和3年9月	令和3年12月 豊田市公共交通会議	令和4年2月 国による評価
対象路線	地域バス補助路線	地域バス補助路線	地域バス補助路線	国庫補助対象路線
実施内容	計画申請	運行	一次評価(自己評価)	二次評価(有識者による第三者評価)

※基幹バス等補助路線については、愛知県バス対策協議会にて評価を実施

4 目標の達成状況と今後の方針

●目標・効果達成状況及び今後の改善点

系統	目標値(収支率・利用者数)	実績値(収支率・利用者数)	達成状況
稲武	1.1 ^{パーセント} ・2,520人	1.3 ^{パーセント} ・2,937人	達成
藤岡	7.4 ^{パーセント} ・26,543人	6.1 ^{パーセント} ・22,819人	未達成

- 稲武地域バス・・・(達成要因)コロナに伴い通学回数は減少したが、通学のための利用者自体が増加したため。
- 藤岡地域バス・・・(未達成原因)コロナに伴う通学回数の減少、通学利用者の減少、また一般利用者の公共交通の利用控え
- 共通 (今後の方針)感染症対策を徹底し通学のための利用を守りながら、住民の意見を反映した運行や利用促進を進める。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和3年12月21日

協議会名:豊田市公共交通会議(事務局:豊田市市役所交通政策課)

評価対象事業名:陸上交通に係る地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
【補助対象となる事業者名等の名称を記載】	【系統名・航路名・設備名、運行(航)区間、整備内容等を記載(陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助(調査検討の経費を除く。)を受けている場合は、その旨記載)】	【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】	A・B・C 【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】	A・B・C 【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】	【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか(方向性又は具体的な内容)を必ず記載すること。】 ※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載
豊栄交通株式会社 稲武地域バス	稲武地域全域 (小田木～大野瀬)	地域住民のニーズを反映した取組 ①地域が主体となって支える仕組づくり ・地域のくらし検討委員会やバス運営協議会で利用促進について検討 ・アンケートの実施 ・バス運営協議会による、時刻表・バスマップの作成、全戸配布 ・地域のくらし検討委員会と協力しバス利用者へ商品券を配布しPRを実施 ②高齢者の利用に配慮した運行と整備 ・公共施設、病院にバス停を設置 ・利用者宅の近くにバス停を新設し利便性の向上を図った。	A 【計画】バス乗車促進PRの実施。期間限定バス運行の検証 ・計画どおり事業は適切に実施された。	A 利用者数:2,937人 (目標値2,520人) 収支率:1.3% (目標値1.1%) →目標達成 コロナによる休校の影響により通学する児童・生徒の利用回数は減少したものの、バスで通学する児童・生徒数の増加により目標は達成した。バスを利用して通学する児童・生徒にとっては不可欠な運行である。	主な利用者である児童・生徒が安全に利用し続けられるよう、感染症対策を徹底した上で運行を継続する。 路線維持のための新たな利用者を獲得するため、自治区や地域の団体と連携し利用促進のためのPRを行ったり、(コロナで中止していた)稲武こども園親子安全教室を再開し、交通安全指導やバス乗車体験を通してバスに乗るきっかけを作り、将来のバス利用につなげていく。 また、住民にバスに対する要望調査を行い、地域住民の意見が反映されるよう努める。
豊栄交通株式会社 藤岡地域バス	三箇線 (大平～メグリア藤岡店) 西市野々線 (西市野々～メグリア藤岡店)	地域住民のニーズを反映した取組 ・路線図とバス停の位置が一目で分かるような時刻表を作成したことで地域住民から地域バスに対する関心を高めることができた。	B コロナ禍でイベント開催が無く、地域バスをPRする機会がなかったものの、運営協議会委員が積極的に地域住民とコミュニケーションを図り、地域バスの利用促進について意見交換をすることができたため、概ね事業は適切に実施された。	B 利用者数:22,819人 (目標値26,543人) 収支率:6.1% (目標値7.4%) →目標未達成 コロナによる休校の影響により通学する児童・生徒の利用回数が減少したことに加え、バスで通学する児童・生徒数も減少しているため、目標は達成できなかった。減少はしているものの、バスを利用して通学する児童・生徒や通院、買い物に利用する一般利用者にとっては、日常生活を送る上で不可欠な運行である。	主な利用者である児童・生徒が安全に利用し続けられるよう、感染症対策を徹底した上で運行を継続する。 高齢者や運転免許証返納者など一般利用者により利用しやすいバスにするため、地域バスのあり方について運営協議会を中心に検討していく。

(別添1-2)

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和3年12月21日

協議会名:	豊田市公共交通会議
評価対象事業名:	陸上交通における地域内フィーダー系統
地域の交通の目指す姿(事業実施の目的・必要性)	豊田市は、広大な市域に都市部や中山間部が広がり、市民生活の移動手段として自動車が必要な役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系を確立していく必要がある。 稲武地域バス、藤岡地域バスともに、地域内の通院、買い物、通学など住民の日常生活に欠かせない移動手段である。また、都市部に通う高校生など基幹バスでの移動が必須だが、基幹バスでは地域内を網羅することは困難であるため、地域バスとの接続によりそれらの移動需要に応えることができる。 どちらの地域でも地域住民による協議会を立ち上げ、地域の実情に応じた運行を目指し、行政と共働して路線を支えている。

令和3年度 豊田市地域内フィーダー系統確保維持計画

(策定年月日) 令和2年 6月23日
(協議会名称) 豊田市公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称
豊田市地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>◆ 目的</p> <p>豊田市は、市町村合併により広大な市域に都市部や中山間部が広がり、市民生活の移動手段として自動車が必要な役割を担っている。しかし、これからの超高齢社会や地球環境問題などを考えると、自動車に頼りすぎず、誰もが安全で安心に移動ができ、かつ交流が促進され、地域の活性化につながる交通体系にしていかなければならない。</p> <p>豊田市の稲武地域バスは、過疎地である稲武地区住民の地域内での移動手段を確保するとともに、基幹バス路線に乗り継ぐことで総合病院や高等学校等の施設がある近隣地区へ公共交通を使って移動できるようにするものである。また、近隣地区への移動を可能にすることによって、「都市と農山村の共生」「交流人口拡大による地域の活性化」を図ることを目的とする。</p> <p>藤岡地域バスは、学生、高齢者を始めとする地域住民の移動手段を確保し、地域内の教育機関、医療機関等への移動を容易にするものである。また、基幹バス路線に乗り継ぐことで中心市街地や鉄道駅等への移動を可能にするものであり、地域の交流や活性化を図ることを目的とする。</p> <p>◆ 必要性</p> <p>稲武地域バスは、地域で利用促進委員会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。</p> <p>この路線は、主に通院、買い物など生活に必要な移動手段として使用されており、過疎地域の住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。</p> <p>また、主要道路の国道153号と国道257号が区域内を交差しており、基幹バスが国道153号の稲武町から足助病院まで運行しているが、基幹バスのみでは地域全体を網羅できていない。</p> <p>そのため、地域バスが区域内全体をデマンド運行することで基幹バスへの乗り継ぎを容易にし、住民の生活交通として、家族への送迎の依存解消・外出促進に必要である。</p> <p>藤岡地域バスは、地域で運営協議会を設け、地域の実情に応じたバス運行を目指し、行政と共働して支えている路線である。</p> <p>この路線は、主に通学、通院、買い物など日常生活に必要な移動手段として使用されており、地域住民にとって必要不可欠な移動を確保するものである。</p> <p>また、藤岡地内における基幹バスは主要国道及び幹線道路沿いを運行しているため、全ての地域を網羅することは困難である。そこで、藤岡地域バスを基幹バスのフィーダー系統として運行することで地域全体の生活交通を確保し、高齢者、学生などの移動制約者をはじめ、誰もが容易に外出できる機会を確保することが必要である。</p>

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標																																																								
<p>【稲武地域バス】</p> <p>一カ年目(令和3年度): 稲武地区の人口が減少していく中で、バスをより身近に感じ、利用しやすいバスを目指して、地域バス活用マップを作成し、各戸配布により、バス利用者数の維持を図る。 利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、運行の見直しを行う。</p> <p>二カ年目(令和4年度): 利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、運行の見直しを行う。</p> <p>三カ年目(令和5年度): 利用状況、利用要望状況により利用時間の拡大、運行の見直しを行う。</p> <p>【稲武地域バス(予約型運行のみ)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運行期間</th> <th>目標収支率 (%)</th> <th>目標利用者 (人)</th> <th>人口カバー率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>R02.10~R03.9</td> <td>1.1</td> <td>2,520</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>R03.10~R04.9</td> <td>1.1</td> <td>2,520</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>R04.10~R05.9</td> <td>1.1</td> <td>2,520</td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度予約型運行利用実績: 2,520人(スクール含む) 令和元年度運行経費: 15,411,605円(補助金額を除く) 令和元年度運賃収入: 165,700円</p> <p>※地域における人口(過去3年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口推移(人)</td> <td>2,312</td> <td>2,255</td> <td>2,205</td> </tr> </tbody> </table> <p>【藤岡地域バス(三箇線・西市野々線)】</p> <p>一カ年目(令和3年度): 地域住民の意見を基にして利用促進を阻害する要因をつきとめ、短期間で課題解決を図れるものと、中長期的な観点で検討していくものとを分類し、検討部会で協議していく。</p> <p>二カ年目(令和4年度): 利用状況を分析し、移動需要に即した運行形態となるよう路線等を検討。</p> <p>三カ年目(令和5年度): 利用状況を分析し、移動需要に即した運行形態となるよう路線等を検討。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>運行期間</th> <th>目標収支率 (%)</th> <th>目標利用者 (人)</th> <th>人口カバー率 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>R02.10~R03.9</td> <td>7.4</td> <td>26,543</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>R03.10~R04.9</td> <td>7.4</td> <td>26,543</td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>R04.10~R05.9</td> <td>7.4</td> <td>26,543</td> <td>75</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和元年度運行利用実績: 26,543人 令和元年度運行経費: 42,343,771円(補助金額を除く) 令和元年度運賃収入: 3,131,425円</p> <p>※地域における人口(過去3年)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口推移(人)</td> <td>19,419</td> <td>19,500</td> <td>19,434</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各地域の人口減少が今後続くことが想定されるため、現状維持を目標とする。</p>		運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)	令和3年度	R02.10~R03.9	1.1	2,520	100	令和4年度	R03.10~R04.9	1.1	2,520	100	令和5年度	R04.10~R05.9	1.1	2,520	100		平成30年度	令和元年度	令和2年度	人口推移(人)	2,312	2,255	2,205		運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)	令和3年度	R02.10~R03.9	7.4	26,543	75	令和4年度	R03.10~R04.9	7.4	26,543	75	令和5年度	R04.10~R05.9	7.4	26,543	75		平成30年度	令和元年度	令和2年度	人口推移(人)	19,419	19,500	19,434
	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)																																																				
令和3年度	R02.10~R03.9	1.1	2,520	100																																																				
令和4年度	R03.10~R04.9	1.1	2,520	100																																																				
令和5年度	R04.10~R05.9	1.1	2,520	100																																																				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																					
人口推移(人)	2,312	2,255	2,205																																																					
	運行期間	目標収支率 (%)	目標利用者 (人)	人口カバー率 (%)																																																				
令和3年度	R02.10~R03.9	7.4	26,543	75																																																				
令和4年度	R03.10~R04.9	7.4	26,543	75																																																				
令和5年度	R04.10~R05.9	7.4	26,543	75																																																				
	平成30年度	令和元年度	令和2年度																																																					
人口推移(人)	19,419	19,500	19,434																																																					

(2) 事業の効果

【稲武地域バス】

地域内デマンド運行を維持することにより、下記地域の高齢者等の日常生活に必要な移動手段が確保される。地域内デマンド運行によって、時間の制約を受けずに移動することが可能となった。また、幹線・フィーダー線のネットワークが連携することによって、効率的な運行体系を実現することができる。さらには外出機会の増加・地域活性化にもつながる。

・効果が見込める地域（令和2年4月現在：出典 オープンデータ豊田市の人口）

効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)
田津原町	55	大野瀬町	163
小田木町	232	押山町	91
富永町	24	川手町	98
御所貝津町	206	野入町	133
稲武町	267	中当町	61
黒田町	273	夏焼町	153
桑原町	271	武節町	233

【藤岡地域バス】

地域住民のニーズを反映させた運行を確保・維持することで、幅広い利用者層に対応した移動手段を確保することが期待できる。また、基幹バスとの接続の利便性を高めることにより、公共交通ネットワークとして、地域のだれもが日常生活に必要な移動手段を持つことができる。

・効果が見込める地域（令和2年4月現在：出典 オープンデータ豊田市の人口）

効果が見込める地域	対象人口 (人)	効果が見込める地域	対象人口 (人)
大岩町	30	北曾木町	334
三箇町	278	折平町	733
西市野々町	141	上渡合町	843
白川町	361	北一色町	806
石畳町	1,091	石飛町	384
藤岡飯野町	1,597	田茂平町	115
御作町	705	上川口町	97
下川口町	98	木瀬町の一部	172
深見町の一部	84	西中山町の一部	6875

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【稲武地域バス】

バス乗車促進PRの実施 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会
 ・イベント開催時にどんぐりバスブースを設置し、利用促進PRを実施する。
 ・稲武地区内の路線バス時刻表を作成配布する。
 ・各自治区や地元企業等への利用状況説明及び利用促進PRを実施する。

期間限定デマンドバス夜間運行の実施検証 実施主体：稲武地域生活交通利用促進委員会
 ・期間限定夜間運行バスの必要性検討。

【藤岡地域バス】

藤岡地域バスの利用促進を高めるための部会の設置 実施主体：藤岡地域バス運営協議会
 ・地域住民と藤岡地域バス運営協議会委員とのコミュニケーションを図り、幅広い年代層の意見を聴く。

イベントにおけるバス利用促進の実施 実施主体：藤岡地域バス運営協議会
 ・イベント時にバスを利用した団体に対する、バス回数券を補助。
 ・交流館が主催する地域イベントでのブース出展によるPR。
 ・石畳ふれあい広場等、地域内の集客施設が開催するイベントでの出張PR。

豊田市が実施主体となっている事業への積極的な参加
 ・地域バスの利用が望まれる高齢者等に対し、利用ガイドブックをイベント等で配布する。
 ・路線バス情報（Google マップ）等の活用

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添「表1」参照

【稲武地域バス】

◆ 運行事業者
 事業者名：豊栄交通株式会社
 所 在：豊田市深田町1丁目126番地1
 連 絡 先：0565-74-1110

◆ 運行系統の概要

系統名	運行系統			運行日数	運行回数	1回あたりのサービス提供時間	計画サービス提供時間
	発地	区域	着地				
稲武地域バス	大野瀬	稲武地域	小田木	237日	237回	8時間	1,896時間

※8月13日～15日、12月29日～1月3日は運休

◆ 運行事業者の選定理由
 平成28年1月21日プロポーザル方式により選考会を実施
 運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定
 令和2年度に次期運行事業者選定のプロポーザル方式による選考会を実施予定

【藤岡地域バス】							
◆ 運行事業者							
事業者名：豊栄交通株式会社							
所 在：豊田市深田町1丁目126番地1							
連 絡先：0565-74-1110							
運行系統の概要（令和2年4月現在）※1月1日は運休。							
系統名	運行系統			運行日数	運行回数	キロ程	計画実車走行キロ(km)
	発地	区域	着地				
三箇線①	大平	上渡合北	後田	364日	303.5回	往 23.4 km 復 - km	14,203.8
三箇線②	大平	上渡合北	メグリア藤岡店	364日	1,092回	往 24.6 km 復 24.6 km	53,726.4
三箇線③	西中山	上渡合北	大平	364日	182回	往 23.1 km 復 - km	8,408.4
西市野々線①	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	後田	243日	243回	往 21.9 km 復 - km	10,643.4
西市野々線②	メグリア藤岡店	北一色	西市野々生活改善センター	364日	606.5回	往 - km 復 22.5 km	27,292.5
西市野々線③	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	メグリア藤岡店	364日	606.5回	往 23.1 km 復 - km	28,020.3
西市野々線④	西中山	北一色	西市野々生活改善センター	243日	121.5回	往 - km 復 21.0 km	5,103.0
西市野々線⑤	西市野々生活改善センター	西市野々北一色	加茂丘高校前	243日	121.5回	往 13.9 km 復 - km	3,377.7
◆ 運行事業者の選定理由							
平成28年1月21日プロポーザル方式により選考会を実施							
運行事業者の公募を行ったところ、2社から提案があり上記事業者に決定							
令和2年度に次期運行事業者選定のプロポーザル方式による選考会を実施予定							
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者							
市から運行事業者への運行負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。							
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称							
豊栄交通株式会社							
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法							
【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】							
※該当なし							
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認められた系統の概要							
【地域間幹線系統のみ】							
※該当なし							

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性
【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】
過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法に定める以下の地域（表5） （稲武町、旭町、小原村、足助町、藤岡町、下山村）
13. 車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

17. 協議会の開催状況と主な議論

豊田市公共交通会議の開催状況と協議事項

【稲武地域バス】

平成20年6月18日（第1回）

稲武地域バスの区域運行（デマンド運行）について協議

平成22年12月14日（第2回）

稲武地域バスの区域運行の区域拡大について協議

平成23年6月28日（第3回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成24年6月22日（第4回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成24年12月27日（第5回）

地域バス路線の改編について協議

平成25年6月25日（第6回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成26年6月26日（第7回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成27年6月26日（第8回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成28年2月10日（第9回）

地域バス路線の時刻表改正について協議

平成28年6月21日（第10回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成29年2月9日（第11回）

地域バス路線改編について協議

平成29年6月22日（第12回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成29年12月25日（第13回）

地域バスの路線改編について協議

平成30年2月9日（第14回）

地域バス（区域運行）の路線改編について協議

平成30年6月27日（第15回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成30年12月14日（第16回）

地域バス路線定期運行の路線改編について協議

平成31年2月13日（第17回）

地域バス路線改編について協議

令和元年6月26日（第18回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

令和元年12月13日（第19回）

地域バス路線定期運行の路線改編について協議

令和2年2月13日（第20回）

地域バス路線改編について協議

令和2年6月23日（第21回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

【藤岡地域バス】

平成19年11月29日（第1回）

藤岡地域バスの運行について協議

平成21年6月23日（第2回）

路線及び運行本数の変更について協議

平成21年12月14日（第3回）

路線延長、路線変更及びダイヤ改正について協議

平成22年12月14日（第4回）

路線の延伸、バス停の増設及び運行車両の変更について協議

平成23年6月28日（第5回）

バス停の移設及び運行ルートの変更について協議

平成23年12月20日（第6回）

地域バス路線の新設について協議

平成24年1月27日（第7回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成24年2月17日（第8回）

地域バス路線の改編について協議

平成24年6月22日（第9回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成24年12月27日（第10回）

地域バス路線の改編について協議

平成25年6月25日（第11回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成26年2月13日（第12回）

地域公共交通確保維持事業の変更について内容協議、計画全体について合意

平成26年6月26日（第13回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成27年2月5日（第14回）

地域バス路線の時刻表改正について協議

平成27年6月26日（第15回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成28年6月21日（第16回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成28年12月16日（第17回）

地域バス路線のルート及び時刻表改正について協議

平成29年6月22日（第18回）

地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意

平成30年6月27日（第19回）

<p>地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 平成31年2月13日（第20回） 藤岡地域バス乗継割引の社会実験について報告</p> <p>令和元年6月26日（第21回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意 令和元年12月13日（第22回） 地域バス路線改編及び車両変更について協議 令和2年2月13日（第23回） 地域バスイベント時の無料運行について協議</p> <p>令和2年6月23日（第24回） 地域公共交通確保維持事業について内容協議、計画全体について合意</p>
--

18. 利用者等の意見の反映状況

<p>【稲武地域バス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度に稲武地域生活交通利用促進委員会を4回開催。地域利用者の意見・要望等を聞き、稲武地域バスの時刻を改正しバス停を設置。また、期間限定デマンドバス夜間運行を実施し利用促進を図った。 ・バスの利用促進PRとして、稲武地区のウォーキング「歩かまい稲武」で特設ブースを設け地域バスの利用案内や地域バス利用例などを紹介した。また、稲武こども園児親子対象交通安全教室を開催し、地域バスへの親しみの向上・乗車時の安全の確保など利用促進につなげる活動を実施した。 <p>【藤岡地域バス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度には、アンケートの集計・考察を豊田高専の野田教授にお願いし、報告書ができた。 ・令和元年度は、地域住民の意見を聴いた運営協議会委員が中心となって、地域バスの利用促進を阻害する要因を洗い出した。 ・令和2年度は、アンケート結果を参考にしながら、幅広い年代層の地域住民とコミュニケーションを図り、今後の利用促進を図る。
--

19. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	愛知県交通対策課 愛知県豊田加茂建設事務所、愛知県豊田加茂建設事務所足助支所
関係市区町村	愛知県豊田市交通政策課
交通事業者・交通施設管理者等	豊栄交通株式会社、名鉄バス株式会社、国土交通省中部地方整備局、愛知県警察豊田警察署、足助警察署 ほか
地方運輸局	愛知運輸支局
その他協議会が必要と認める者	豊田工業高等専門学校教授、名城大学教授、豊田商工会議所、豊田市区長会、豊田市PTA連絡協議会、豊田市高齢者クラブ連合会ほか

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 豊田市西町3丁目60番地
（所 属） 豊田市役所交通政策課
（氏 名） 木田、近藤
（電 話） 0565-34-6603
（e-mail） koutsu@city.toyota.aichi.jp